

ペット移送業務契約書

本契約は、下記当事者間で、ペットの移送業務（以下「本業務」という）に関する条件を定め、相互に合意の上締結するものである。

第1条（契約当事者）

【甲】配送依頼者（ペット所有者）

氏名／名称：_____

住所：_____

連絡先（電話番号／メールアドレス）：_____

【乙】軽貨物車両運送業者（ドライバー）

氏名：_____

住所：_____

連絡先（電話番号／メールアドレス）：_____

第2条（契約の目的）

本契約は、甲が依頼するペットの移送業務を、乙が安全かつ迅速に遂行することを目的とする。

第3条（業務内容）

- 乙は、甲から依頼された本業務を、甲の指示に基づいて遂行するものとする。
- 具体的な移送経路や日時等の詳細は、必要に応じて甲乙間で協議の上決定する。

第4条（健康状態および受入条件）

- 甲は、本業務依頼時に、移送対象となるペットに持病等の健康上の問題がないことを保証するものとする。なお、持病等があるペットは受け入れ対象外とする。
- 高齢のペットについては、年齢や健康状態を考慮し、乙の判断により受け入れをお断りする場合がある。
- 移送中のケージは、甲が適切なものを用意し、ペットを安全に収容する責任を負うものとする。

第5条（責任免除）

1. 乙は、本業務遂行中において、本ペットに事故、怪我、病状の急変等の不測の事態が発生した場合であっても、その直接的または間接的な損害につき一切の責任を負わないものとする。
2. 甲は、本業務依頼に際し、上記免責事項について十分に理解し、これを了承するものとする。

第6条（契約期間および解除）

1. 本契約の有効期間は、契約締結日から本業務完了日までとする。ただし、双方の合意により期間を延長することができる。
2. 甲または乙は、相手方が本契約の条項に違反した場合、文書による是正要求後、合理的な期間内に是正がなされないとき、本契約を解除できる。
3. 不可抗力（天災、法令改廃、その他予見し難い事由）により本業務の遂行が困難となった場合、双方協議の上で契約解除とする。

第7条（損害賠償）

本契約の履行に際して、甲または乙が故意または重過失により相手方に損害を与えた場合、当該当事者はその損害を賠償するものとする。

第8条（準拠法および管轄）

本契約の解釈および履行については日本国法に準拠するものとし、本契約に関する紛争が生じた場合、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

署名欄

本契約の内容に同意し、以下に各自署名する。

（契約締結日：_____年 _____月 _____日）

【甲】配送依頼者（ペット所有者）

署名：_____

【乙】軽貨物運送業者（ドライバー）

署名：_____